



1週間のニュースが早わかり—福祉・介護の総合情報

老施協

no. 883

発行 令和5年6月23日

編集 公益社団法人
全国老人福祉施設
協議会

老施協
VISION 2035

J S - W e e k l y



今週のトピックス

第49回総会・第92回理事会開催 「素早い
キャッチと行動力」大山新体制がスタート

ポイント！
▶P.2

データ連携のためのケアプラン標準仕様を改訂

▶P.7

経済財政運営と改革の基本方針「骨太方針
2023」を閣議決定

ポイント！
▶P.4

第546回中医協総会を開催 「令和6年度の同時報
酬改定に向けた意見交換会」での意見を報告

▶P.8

令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果公表、
介護職員等の平均給与は前年より増加

▶P.5

介護医療院の開設状況、昨年12月末から13施設
増加

▶P.9

「ケアプランデータ連携システム」利用の事業
所情報 7月下旬からWAM NETに掲載

▶P.6

新型コロナウイルス感染対策、認知症に悪影響
施設の約7割が認識

▶P.10

国の一週間

国会	~6/21	第211回国会（常会）
	6/21	参議院 厚生労働委員会
	6/21	衆議院 厚生労働委員会
厚生労働省	6/16	第37回 社会保障審議会介護給付費分科会 介護事業経営調査委員会 ▶P.5
	6/14	第546回 中央社会保険医療協議会総会 ▶P.8

老施協の一週間

全国老施協	6/27	WEB開催	デイサービス事業継続等相談支援 （第1回研修会）
	6/29	WEB開催	第5回 常任理事会

メディア掲載情報

役員	掲載メディア	掲載時期
大山 知子 会長	MEDIFAX 「老施協・大山新会長、「何としてもプラス改定を」 経営調査に着手へ」	2023年 6月 21日



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL https://www.roushikyo.or.jp

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

老施協.com



老施協
デジタル



全国老施協

第49回総会・第92回理事会開催 「素早いキャッチと行動力」
大山新体制がスタート #総会 #新会長 #新執行部 #新体制

▶令和5-6年度会長選挙で当選した大山新会長、副会長5名が正式に就任

全国老施協は6月20日、第49回総会を開催した。開会のあいさつでは、4年間の会長任期を終える平石朗氏が、強く印象に残っているものとして“コロナ禍”に見舞われた会員施設に対する全国老施協としての対応を行ったことなどを挙げ、「まだ今後も大変なことが多いが、会員施設や介護現場の職員に『全国老施協があって良かった』と思われるような組織にしていってほしい」と新体制へエールを送った。

代議員総数117名のうち出席者77名、代理出席者2名、委任状提出者2名、欠席者36名（うち事前に議決権を行使した代議員34名）で定足数に達し、総会は成立した。

今回提出されたのは以下の7議案で、全て可決承認された。

- 第1号議案：総会議長・副議長の選任について
- 第2号議案：諸規程の変更（案）について
- 第3号議案：令和4年度事業報告（案）について
- 第4号議案：令和4年度決算報告（案）について
- 第5号議案：会長選挙結果（会長及び副会長候補者）の承認について
- 第6号議案：役員を選任について
- 第7号議案：監事の報酬について



会長に就任した大山知子氏（写真右上）は、「介護報酬改定など非常に厳しい年になると思う」と述べ、制度・政策に関して造詣の深い小泉立志氏、瀬戸雅嗣氏、要望活動のプッシュに田中雅英氏に加え、特別養護老人ホーム部会で腕を振るった新任の石踊紳一郎氏、山田淳子氏の5名の副会長と共に、そのほかの問題についても立ち向かっていきたいとした。

↑会場（砂防会館別館）の様子
井上峰夫議長の進行で、新役員について一人ずつ採択していく会場出席者



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!



▶ポイントは、①介護報酬改定、②全国老施協改革、③女性の活躍、④政治との関連

同日開催された第92回理事会で新役員体制が承認され、第49回総会では令和5-6年度の活動方針について取りまとめられ、発表があった。

活動の基本方針としては、次の4つの柱を基に、全国老施協としての組織力・機動力・推進力を伸ばしていく。

- ①介護報酬改定への対応
- ②全国老施協改革の継続と進化（深化）
- ③女性活躍社会の実現促進
- ④公益法人と政治団体との役割と明確化

委員会の構成では、経営戦略室を廃止。介護人材対策委員会に「女性キャリアアップ推進部会」が新設された。担当副会長は山田淳子氏が務める。

▶新役員の約33%が女性。女性の声を生かし、介護業界として団体としての成長を

常任理事にはそのだ修光氏が再任、常務理事（常勤役員）は新任の里村浩氏。監事は大内隆美氏、中村元彦氏が再任。そのほか18名の理事が選任された。大山会長は、新体制での女性の比率が約33%であることに触れ、「他団体は18%程度。全国老施協が先んじて、女性がキャリアアップできる・しやすい団体に」と語った。

なお、顧問には平石朗氏が就任する。



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！



政府

経済財政運営と改革の基本方針「骨太方針2023」を閣議決定

#骨太方針2023 #保険料負担の上昇抑制

▶保険料負担の上昇抑制が極めて重要と明記、2割負担の範囲拡大などは年末に結論

政府は6月16日、経済財政諮問会議での答申を経て、「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(骨太方針2023)を閣議決定した。柱となる少子化対策を進めるにあたり、歳出改革による公費の節減効果や社会保険の負担軽減の効果を活用するなど明記し、「医療・介護の不断の改革によりワイズスペンディング(賢い財政支出)を徹底し、保険料負担の上昇を抑制することが極めて重要」としている。

介護に関する方針は、次の通り。

- 介護サービス事業者の介護ロボット・ICT機器導入や協働化・大規模化、保有資産の状況なども踏まえた経営状況の見える化を推進する
- 賃上げや業務負担軽減が適切に図られるよう取り組む
- 介護保険料の上昇を抑えるため、利用者負担の一定以上所得の範囲の取り扱いなどについて検討を行い、「年末までに結論」を得る
- 介護保険外サービスの利用促進に係る環境整備を図る
- 医療介護分野における職業紹介について、関係機関が連携して、公的な職業紹介の機能の強化に取り組むとともに、有料職業紹介事業の適正化に向けた指導監督や事例の周知を行う

また、令和6年度の診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の同時改定に向けては、次のように示している。

- 物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、「必要なサービスが受けられるよう、必要な対応」を行う
- 「令和6年度予算編成に向けた考え方」を踏まえつつ、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、当面直面する地域包括ケアシステムのさらなる推進のための医療・介護・障害サービスの連携等の課題とともに、医療・介護分野の課題について効果的・効率的に対応する観点から検討を行う

(参考資料：https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf)



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!

老施協.com



厚生労働省

令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果公表、介護職員等の平均給与は前年より増加 #介護職員等ベースアップ等支援加算

▶ベースアップ等支援加算により介護職員の基本給が1万60円アップ

厚生労働省は6月16日、第37回社会保障審議会 介護給付費分科会 介護事業経営調査委員会において、「令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果」を公表した。この調査は、令和4年2～9月交付の介護職員処遇改善支援補助金と、それを引き継ぎ同年10月に新設された介護職員等ベースアップ等支援加算の影響などの評価を行うのが目的。次期介護報酬改定のための基礎資料ともなる。令和4年12月に1万2263の介護保険施設・事業所を対象に実施され、有効回答数は7284施設・事業所（有効回答率59.4%）だった。

調査結果をみると、介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している介護保険施設・事業所では、介護職員（月給・常勤の者）の基本給は取得前と取得後の1年間で1万60円（平均給与は1万7490円）増加し、介護職員処遇改善支援補助金の交付を受けた介護保険施設・事業所では、取得前と取得後の1年間で9210円（平均給与は1万6550円）増加した。介護職員等ベースアップ等支援加算を用いた賃上げの実施方法では、「ベースアップ等のみで対応」が71.1%。「ベースアップ等とそれ以外を併用」は28.1%だった。

介護職員等ベースアップ等支援加算取得	令和3年12月	令和4年12月	差額
基本給等（月給・常勤の者）	230,730円	240,790円	+10,060円
平均給与額	300,740円	318,230円	+17,490円
介護職員処遇改善支援補助金取得	令和3年12月	令和4年9月	差額
基本給等（月給・常勤の者）	230,590円	239,800円	+9,210円
平均給与額	300,990円	317,540円	+16,550円

出典：厚生労働省

介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している事業所等のうち、介護職員以外の介護従事者等（月給・常勤の者）の平均給与額をみると、令和4年12月で生活相談員・支援相談員が34万2810円（+1万6170円）、介護支援専門員が36万2700円（+1万4750円）などとなっている。

介護職員等ベースアップ等支援加算の届出（取得）状況では、令和4年12月時点で91.3%の事業所・施設が取得。取得していない理由では40.0%が「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」と事務負担の大きさを挙げており、訪問介護事業所では、規模が小さいほど加算が取得できていない状況がみられる。厚生労働省では、小規模事業所等では、何らかの取得支援が必要との見方も示している。

（参考資料：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33650.html）



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
 TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
 Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
 URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

老施協.com



老施協
デジタル



厚生労働省

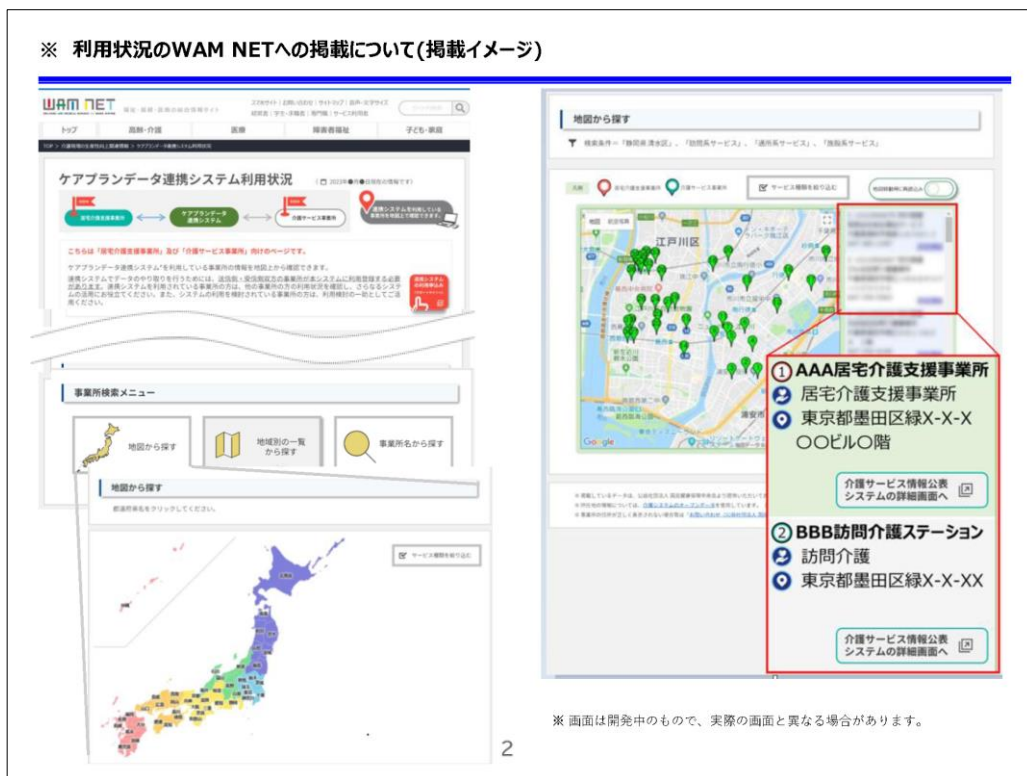
「ケアプランデータ連携システム」利用の事業所情報
 7月下旬からWAM NETに掲載

#ケアプランデータ連携

▶近隣のケアプランデータ連携システム利用状況などの検索が可能に

厚生労働省は6月14日、自治体の介護保険主管課（室）と介護保険関係団体に宛てて事務連絡を发出。「ケアプランデータ連携システム」を利用している介護サービス事業所の情報が、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAM NET」に7月下旬をめぐりに掲載される旨を周知するとともに、管内関係団体、介護サービス事業所等への積極的な周知および利用勧奨を求めた。公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国民健康保険中央会」）が構築した本システムの導入における狙いや期待する効果、最新の資料については、国民健康保険中央会に開設されているヘルプデスクサポートサイトに掲載されている。

○WAM NET掲載イメージ



(参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/001108325.pdf>)

(参考資料：https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2023/06/230606_5113_seisanseikoujou.pdf)



ご意見・ご要望は
 コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
 TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
 Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
 URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!



厚生労働省

データ連携のためのケアプラン標準仕様を改訂

#ケアプラン #データ連携 #サービス提供事業所

▶異なるベンダーの介護情報ソフト間でもデータ連携が可能に

介護分野における業務効率化を図るためには、ICTを活用した情報連携が重要となるため、異なるベンダーの介護ソフト間であってもデータ連携ができるように、厚生労働省は令和元年5月に「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（以下「ケアプラン標準仕様」）を作成していた。厚生労働省老健局は6月15日、このケアプラン標準仕様の改訂に関する「『居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様』の改訂について」という通知を介護事業者等に向けて発出した。ケアプラン標準仕様の概要およびケアプラン標準仕様の改訂の概要は、次の通り。

ケアプラン標準仕様の概要

異なるベンダーの介護ソフトを使用している居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所の間では、データの互換性がなく、居宅サービス計画書、サービス利用票（兼居宅サービス計画）、サービス利用票別表については、データによる円滑な情報連携が行えないという課題があった。このような課題を解決し、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所との間でケアプランのデータ連携を行うことができるようにするため、居宅サービス計画書、サービス利用票（兼居宅サービス計画）、サービス利用票別表について標準的なデータ形式を定めたものが、ケアプラン標準仕様である。

ケアプラン標準仕様の改訂の概要

- 「CSVファイルレイアウト定義書」のうち、「前月までの利用日数」の項目長の修正
- ケアプランデータ連携システムの運用を踏まえたセキュリティー面への配慮を明確にするための改訂

(参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/001108463.pdf>)



ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!

老施協.com

老施協
デジタル

厚生労働省

第546回中医協総会を開催 「令和6年度の同時報酬改定に向けた意見交換会」での意見を報告

#同時報酬改定 #医療・介護DX

▶急性期一般病棟は急性期医療に重点化し、限られた医療資源の有効活用を

厚生労働省は6月14日、第546回中央社会保険医療協議会総会（会長：小塩隆士・一橋大学経済研究所教授）を開催し、「令和6年度の同時報酬改定に向けた意見交換会」における議論で交わされた主な意見を報告した。意見交換会は令和5年3月から5月にかけて合計3回開催され、中医協会長の小塩氏、中医協委員の日本医師会常任理事の江澤和彦氏・長島公之氏、健康保険組合連合会理事の松本真人氏ら14人が参加した。

意見交換を行ったテーマ・課題は、①地域包括ケアシステムのさらなる推進のための医療・介護・障害サービスの連携、②リハビリテーション・口腔・栄養、③要介護者等の高齢者に対応した急性期入院医療、④高齢者施設・障害者施設等における医療、⑤認知症、⑥人生の最終段階における医療・介護、⑦訪問看護、⑧薬剤管理、⑨その他の9つ。

①地域包括ケアシステムのさらなる推進のための医療・介護・障害サービスの連携に関しては、医療・介護DXについても議論された。DXの目的は「業務や費用の負担軽減」であり、サービスの質の向上や最適化・効率化のツールとして活用することが重要であるといった問題も提起された。

③要介護者等の高齢者に対応した急性期入院医療に関して、厚生労働省は「介護保険施設の医師や地域包括ケア病棟が中心的に担い、急性期一般病棟は急性期医療に重点化することで、限られた医療資源を有効活用すべき」と指摘した。

また、④高齢者施設・障害者施設等における医療についても、今後、医療・介護共に人材が不足し、保険財政もより一層厳しい状況になることが予想される。「まずは自施設の職員による対応力の向上を図った上で、自施設で対応可能な範囲を超えた場合に外部の医療機関と連携して対応にあたるべき」といった声が上がった。

厚労省の報告を受けた全国健康保険協会理事長の安藤伸樹氏は、「医療の役割は病気を治すこと、介護の役割は生活を支えることだ。役割分担は明確にしておかなければならない」と勧告した上で、「限られた医療資源を活用するためにも、急性期一般病棟は急性期医療に重点化することが必要」と語った。

(参考資料：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00190.html)



ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

老施協.com



厚生労働省

介護医療院の開設状況、昨年12月末から13施設増加

#介護医療院 #開設状況

▶介護医療院の開設状況、横ばい傾向の増加が続く

厚生労働省が6月に公表した調査結果によると、介護医療院は3月末現在764施設で、令和4年12月末から13施設増加したことが分かった。令和4年の6月末から9月末で12施設増、同年9月末から12月末で12施設増と、全体的に横ばい傾向が続いている。

764施設を類型別にみると、重篤な高齢者向けの「I型」が515施設（67.4%）で9施設増加し、容体が比較的安定した高齢者用の「II型」が244施設（31.9%）で4施設増加している。それらの「混合型」は5施設（0.7%）で、増減なしとなっている。

○介護医療院の施設数

	令和4年 6月30日時点	令和4年 9月30日時点	令和4年 12月31日時点	令和5年 3月31日時点
介護医療院の施設数（合計）	727	739	751	764
I型	492	498	506	515
II型	230	236	240	244
混合型	5	5	5	5

転換元の施設は、「介護療養病床（病院）」が473施設（61.9%）と最も多く、5施設増。次いで「医療療養病床（療養病棟入院料1または2の算定病床）」が152施設（19.9%）で1施設増、「介護療養型老人保健施設」が99施設（13.0%）で増減なしなどとなっている。

また、介護医療院の病床数でみると、3月末現在4万5220床で、令和4年12月末から531床増加した。このうちI型が3万3224床（73.5%）で339床増、II型が1万1996床（26.5%）で192床増となっている。

なお、介護療養病床（介護療養型医療施設）は、令和6年3月31日をもって廃止されるため、介護医療院などへの転換がすすめられている。

（参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001105298.pdf>）



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!

老施協.com



老施協
デジタル



広島大大学院・日本老年医学会

新型コロナウイルス感染対策、認知症に悪影響 施設の約7割が認識

#新型コロナウイルス #認知症

▶ 重度認知症の人に悪影響が生じたのは、施設が実施した感染対策が要因か

広島大学大学院と一般社団法人日本老年医学会が行った全国調査（3回目）によると、医療・介護施設の約70%が、新型コロナウイルス禍による生活の変化で認知症の人の状態に「影響が生じた」と認識していることが分かった。施設が実施した感染予防対策が、認知機能の低下といった悪影響を及ぼしたと推測される。

調査は流行「第8波」の最中だった今年1～2月に実施。全国の特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど995の医療・介護施設から回答を得た。

施設が実施した感染予防対策の実施状況（複数回答可）は、「家族・友人との面会制限」が最多の935施設（94.0%）であった。次いで「外出制限」が885施設（88.9%）、「施設へのボランティア訪問の中止」が849施設（85.3%）などで、施設外の人との接触を減らす対策が多かった。

生活の変化により、重度認知症の人に生じた悪影響（複数回答可）は、「認知機能の低下」が最多の500施設（78.0%）であった。次いで「身体活動量の低下」が434施設（67.7%）、「基本的日常生活動作の低下」が428施設（66.8%）、「興味・関心、意欲の低下」が371施設（57.9%）などであった。

「影響が生じた」と回答した施設は令和2年の1回目は約39%、3年の2回目は約53%。新型コロナウイルス禍の長期化が患者・入所者の心身に深刻な影響を与えている実態が浮き彫りになった。

（参考資料：https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/gakujutsu/pdf/investigation_report02.pdf）



ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

 老施協.com



 老施協
デジタル



告知・依頼

告知	6/23	全国老施協	令和4年度 収支状況等調査（ご協力をお願い） ←New!
	4/7	全国老施協	バーセルインデックス評価研修 ←申込期限 7月10日まで!
	5/12	全国老施協	認知症ケア事例集を作成しました
	4/21	全国老施協	令和5年度 介護施設における安全対策担当者養成研修
	11/4	全国老施協	先進事例特集 現場視点の介護施設におけるロボット・ICT導入
	11/4	全国老施協	デジタル介護セミナー 全国老施協版介護ICT導入モデル実証事業 ～全国8ブロックの実証と機器導入の実際～
	原則 毎週水曜	相談支援	法律相談窓口（JS リーガルサポート）原則として、毎週水曜日（祝祭日を除く）の14：00-17：00（03-5215-7725）
	依頼	6/2	（公社）日本看護協会
4/14		（公社）国際厚生事業団	令和5年度 外国人介護職員向けオンライン研修
4/7		（一社）日本医療福祉建築協会	介護施設の防災・減災ガイド
3/24		（公社）日本看護協会	認定看護管理者教育課程の受講を支援！
2/3		厚生労働省	労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』
7/29		厚生労働省	医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度



ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!

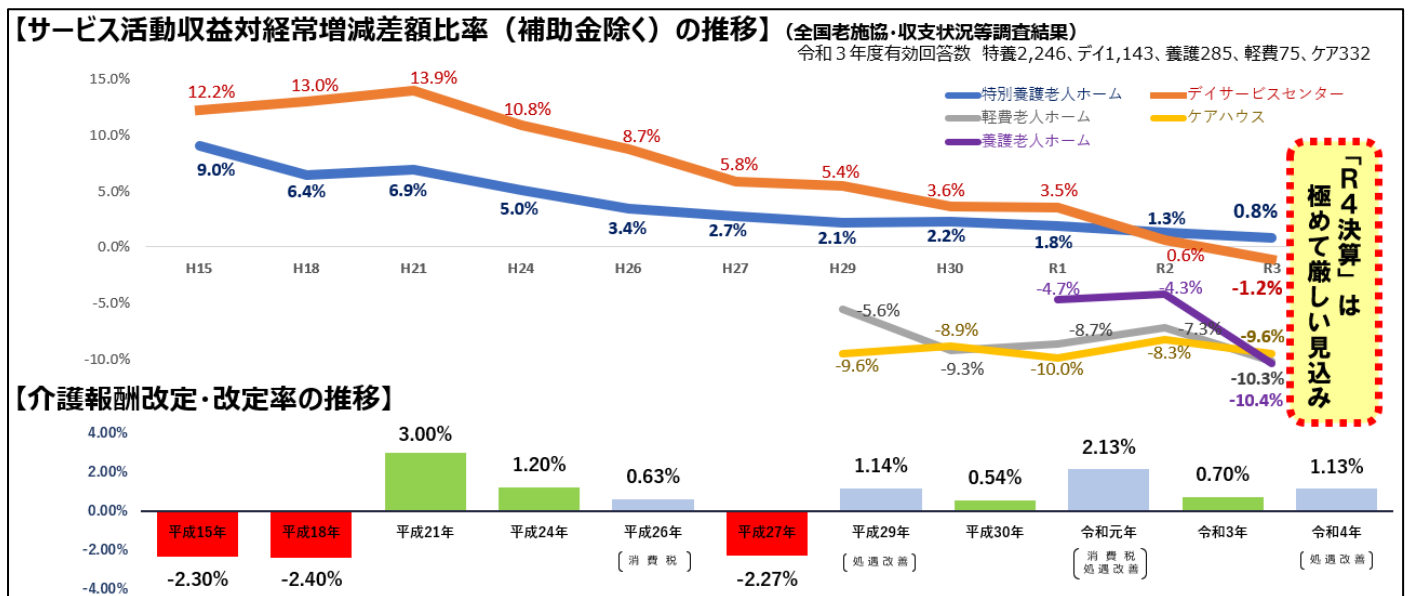
老施協.com



令和4年度 収支状況等調査(ご協力のお願い)

度重なる介護報酬改定により厳しさを増す介護施設・事業所の経営環境は、コロナ禍と物価高騰の影響により、これまでにない極めて厳しい状況になっていることが見込まれます。

令和6年度介護報酬改定をプラス改定に導くためには、会員施設の実態を「収支状況等調査」でまとめ、エビデンスのある政策提言を行うことが必要不可欠です。



▶令和4年度収支状況等調査の概要

(調査期間) 令和5年7月12日(水)～8月31日(木)

(調査対象) 本会会員の特養、デイ、養護、軽費・ケアハウス※

(案内方法) 調査サイトのパスワードを本会登録のE-Mailアドレスにお送りします。

(備考) 特養、デイの調査結果を介護報酬改定に活用するため、本年9月末までに速報をまとめます。速報は8月31日までの回収分で作成します。

※ 養護、軽費・ケアハウスは9月29日(金)までを調査期間とします。

【会員施設の皆様へのお願い】

お忙しい中恐れ入りますが、エビデンスのある政策提言のために、本調査へのご協力をお願いします。

正式なご依頼は、令和5年7月12日(水)に、本会登録のE-Mailアドレス※にお送りいたします。

※ 一部E-Mailのご登録がない(又は送信不可)施設におかれましては郵送いたします。

バーセルインデックス 評価研修



全国老人福祉施設協議会では、LIFEの導入支援のための動画や研修等によってLIFEの普及啓発を図り、LIFEに関する業務の負担感や今後の不安感の解消に努めるべく、事業を行っております。

本研修会は、LIFEを構成する各指標の理解促進のための研修の第1弾として、バーセルインデックスを行っている介護職員の方を対象として、施設・事業所内でのバーセルインデックスの評価の標準化を図ることを目的に開催いたします。

本研修はバーセルインデックス評価に係る定期的な研修として理学療法士等、バーセルインデックス評価に熟知した方のご協力のもと作成しております。

プログラム

11のプログラムで構成されています。

プログラム	時間
1. バーセルインデックス評価の概要	約4分
2. 食事	約4分
3. 移乗	約3分
4. 整容	約2分
5. トイレ動作	4分
6. 入浴	約2分
7. 移動	約3分
8. 階段昇降	約2分
9. 更衣	約3分
10. 排便コントロール	約2分
11. 排尿コントロール	約3分

研修内容

バーセルインデックスの10項目について、事例を踏まえて実践的に学ぶことが可能です。



受講費

1施設：10,000円
(全国老協会員施設は無料で受講できます)

開催形式

E-ラーニング
(一般申込の方)
・申込後5営業日以内を目処に、郵送にて請求書をお送りいたします。
・配信予定日以降、受講費のご入金を確認できた方から研修動画視聴のためのURLを申込時にご登録いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします。

受講対象

介護施設においてバーセルインデックスの評価を行う介護職員等

申込期間

令和5年4月7日(金)～令和5年7月10日(月)

配信期間

令和5年4月21日(金)～令和5年7月31日(月)

申込方法

全国老協ホームページ(URL:<http://www.roushikyo.or.jp/>)の「募集・申込」⇒「研修・動画・資料等の申込」ページよりお申込ください
(※全国老協会員の方は、必ず会員ログインの上お申込ください)

※申込内容の変更や参加取消を行いたい場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※配信開始日以降の受講費のご返金は原則として対応いたしかねます。

※配信開始日の前日までに申込み取消のご連絡を頂いた場合、受講費のお振込は必要ありません。

※お申込により知り得た個人情報(氏名、住所、連絡先等)については、個人情報保護法に基づき、研修運営業務(参加者の管理、参加者への連絡、請求書の送付等)以外には使用しません。

【問合せ先】

公益社団法人全国老人福祉施設協議会(担当:松岡、吉野、鈴木(彩))

☎: js.souken@roushikyo.or.jp

☎: 03-5211-7700

認知症ケア事例集を作成しました

全国老施協では、認知症ケアについてのさまざまな気づきやお悩みなどについて、現場職員同士で共有するとともに専門家（認知症介護指導者）の方からお答えいただくサービスを、令和3年11月からスマホアプリ「老施協.com」の談話室の中で行ってまいりました。

投稿いただいた内容について、同じような悩みをお持ちの方もいるのではないかとことから、「認知症ケア事例集」を作成いたしました。

認知症ケアを行う中で、不安に思うこと、ケアの方法などで疑問に感じた際に、本事例集をご活用ください。

なお、本事例集をご活用いただくにあたり、認知症介護指導者の方の回答は、あくまでケアの一つの方法・ヒントとして、今後のケアの参考にしていただければ幸いです。

【掲載場所】

（全国老施協ホームページのトップ画面「認知症特設ページ」→「ページ下部にある『認知症ケア事例集』」）



◆認知症ケア事例集（随時更新予定） **New!**

本会のスマホアプリ「老施協.com」の談話室にて、認知症ケアにおける様々な気づきやお悩みについて、専門家（認知症介護指導者）の方からお答えいただくサービスを実施してきました。質問および回答内容を「認知症ケア事例集」として1つにまとめたものとなりますので、現場のケアの参考にしていただければと思います。

認知症ケア事例集

②

これまでの投稿は、スマホアプリ 老施協.comですべて閲覧可能です。
スマホアプリ「老施協.com」を使っている方なら、だれでも無料で投稿できます。

▶ アプリダウンロード [（https://app.adjust.com/hmjux26）](https://app.adjust.com/hmjux26)（iOS、Android共通）



【問い合わせ先】

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 事務局（担当：吉野、鈴木（彩））
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階
TEL：03-5211-7700 / FAX：03-5211-7705 MAIL：js.souken@roushikyo.or.jp

介護施設における安全対策担当者養成研修

令和3年度介護報酬改定において、新たに介護事故予防に向けた取組が運営基準の中で義務化され、専任の介護事故予防に向けた取組を推進する担当者を配置することが要件化されました。このため本会では、基礎的な介護事故予防の理解を深めるとともに、施設での介護事故予防の取組を推進するにあたっての最低限必要な知識を網羅的に把握できる研修として企画いたしました。

本研修は、安全対策体制加算において担当者が受講することが求められている「外部の研修」に該当するものであり、介護保険施設を経営されている事業者の皆様におかれましては、積極的に受講いただき、担当者養成に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

主催 開催形式 申込期間 配信期間 受講費 受講対象 申込方法

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

Eラーニング

令和5年4月12日(水)～6月30日(金)

令和5年5月10日(水)～7月31日(月)

10,000円 ※全国老施協会員施設の方は無料

介護保険施設において安全対策担当者を担う方

全国老施協ホームページ (URL : <http://www.roushikyo.or.jp/>) の

「募集・申込」ページよりお申込ください

(※全国老施協会員の方は、必ず会員ログインのうえお申込ください)

プログラム

※令和3・4年度開催時と同じ内容です。

時間	内容
30分	制度説明と目的 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度介護報酬改定における介護事故予防の趣旨 社会福祉法人青山里会 小山田特別養護老人ホーム 施設長 近藤 辰比古 氏
120分	介護事故の実態とリスクマネジメント/ヒヤリハット活用及び苦情窓口対応等の運用 <ul style="list-style-type: none"> 現場事例をもとに、どのようなときに事故がおこりやすいか なるべく予防していくための留意点や仕組みとはどのようなものか リスクマネジメント全般 ・ヒヤリハットはどのように行い、活用するか 苦情窓口を活きたものにするには? ・クレームと苦情の線引き? 株式会社福祉リスクマネジメント研究所 所長 一般財団法人 鳥野財団 代表理事 / びわこ学院大学 学部長 教授 鳥野 猛 氏
60分	介護事故の実態と対応(転倒、誤嚥事故) <ul style="list-style-type: none"> 介護の現場でよく発生している事故(転倒(労災含む)、誤嚥事故等) 利用者の致死傷に直結しうる事故をなるべく防ぐための個別の対応策 社会福祉法人新生福祉会 理事長 山中 康平 氏
60分	介護事故が発生した場合の対応や紛争予防策について <ul style="list-style-type: none"> 介護事故が、予後揉める、揉めないの違い? 発生したときどうするか ・法的紛争をなるべく予防するには? 宮澤潤法律事務所 弁護士/埼玉医科大学医学部非常勤講師 長野 佑紀 氏
60分	身体拘束の適正化と虐待防止 <ul style="list-style-type: none"> 身体拘束適正化の義務付けとその対応 ・高齢者虐待防止の的確な対応 社会福祉法人新生福祉会 理事長 山中 康平 氏

個人情報の保護について

お申込により知り得た個人情報(氏名、住所、連絡先等)については、個人情報保護法に基づき、研修運営業務(参加者の管理、参加者への連絡、請求書の送付等)以外には使用しません。

問い合わせ先

公益社団法人全国老人福祉施設協議会(担当:浅沼・大和田・荒川)

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7F

TEL: 03-5211-7700 FAX: 03-5211-7705 E-mail: js.kenshu@roushikyo.or.jp

先進事例特集

現場視点の介護施設におけるロボット・ICT導入

～全国より特養3施設の導入事例を紹介～



プログラム

*各動画の時間は10～15分程度です。

利用者と職員双方の安全を考慮した 福祉用具と介護ロボットの最適な組み合わせの追求

主な導入機器：天井及び床走行各種リフト・眠りscan・Hug等
[富山県] 社会福祉法人喜寿会 特別養護老人ホーム七美ことぶき苑
URL: <https://youtu.be/2YHX2D5Sybw>

施設内の情報共有の最適化による職員の精神的負担の軽減の追求

主な導入機器：HAL・コミュニケーションロボットパルコ
次世代予測型見守りシステムネオスケア・移乗サポートロボット・Hug等
[鹿児島県] 社会福祉法人野の花会 介護老人福祉施設アルテンハイム加世田
URL: <https://youtu.be/yVzJpSckeQQ>

身体的負担軽減と新たな技術習得方法の追求による 持続可能な経営とサービス革新

主な導入機器：マッスルスーツ・シルエット見守りセンサー・福祉の森forタブレットインカム・
コミュニケーションロボット・PARO等
[東京都] 社会福祉法人 友愛十字会 砧ホーム
URL: <https://youtu.be/viDXgulhBZs>

デジタル介護セミナー

全国老協版 介護ICT導入モデル実証事業
～全国8ブロックの実証と機器導入の実際～



セミナー概要

全国老協にて令和3から4年にかけて実施した「全国老協版介護ICT導入モデル実証事業」について、全国老協ロボット・ICT推進委員会の中山辰巳委員長、鈴木健太幹事と日本総合研究所の紀伊信之高齢社会イノベーショングループ部長をはじめ、実証施設・導入メーカーにて最新の介護DXの導入事例を紹介します。



全国老人福祉施設協議会
ロボット・ICT推進委員会委員長
中山辰巳



全国老人福祉施設協議会
ロボット・ICT推進委員会幹事
鈴木健太



日本総合研究所
リサーチ・コンサルティング部門部長
紀伊信之

プログラム

[総括]

全国老協が目指す介護DX / 全国老協 ロボット・ICT委員会 委員長
全国老協のデジタル導入支援事業 / 全国老協 ロボット・ICT委員会 幹事
全国老協版介護ICTモデル実証事業 / 日本総研 プロジェクトリーダー

[テーマ①] 見守りの現状・課題と今回の導入事例

特別養護老人ホームにおけるモニタリングの高度化と訪室の最適化

導入施設 / 北海道ブロック代表 南幌みどり苑・近畿ブロック代表 六甲の館
導入企業 / パナソニック・バイオシルバー



[テーマ②] 介護記録の現状・課題と今回の導入事例

特別養護老人ホームにおける介護記録の効率化とチームコミュニケーションの向上

導入施設 / 東海北陸ブロック ささづ苑かすが・中国ブロック 高寿園・四国ブロック あかね
導入企業 / ケアコネクト・エクサウィザーズ・ケアコム

[テーマ③] デジタル活用したケアの現状と今回の導入事例

特別養護老人ホームにおけるデジタルを活用した個別ケアの推進

導入施設 / 東北ブロック 春圃苑・関東ブロック 砧ホーム・九州ブロック ほほえみの園
導入企業 / パラマウントベッド・ジーコム・ZIPCARE (まもる～)

主催/公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階
Tel. 03-5211-7700 Fax. 03-5211-7705
Mail. js.jimukyoku02@roushikyo.or.jp
特設HP. <https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-3&category=19326&key=19364&type=contents>



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

法律相談窓口（J Sリーガルサポート）の開設日のお知らせ

公益社団法人全国老人福祉施設協議会では、会員便益向上の観点から、弁護士による法律相談窓口（J Sリーガルサポート）を設置しております。相談窓口の開設日時や具体的な運用については以下のとおりですので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

（J Sリーガルサポートの利用）

- ・ J Sリーガルサポートを利用される場合には、原則として、毎週水曜日（祝祭日を除く）の14：00-17：00に以下の電話番号にお問い合わせください。

J Sリーガルサポートの電話番号：

0 3 - 5 2 1 5 - 7 7 2 5

（6月・7月の開設日時）

- ・ 下記日程での開設となります。（下線のある日程が原則と異なっています）

令和5年6月	7日(水) 14：00～17：00 ， 14日(水) 14：00～17：00 21日(水) 14：00～17：00 ， <u>27日(火) 14：00～17：00</u>
令和5年7月	5日(水) 14：00～17：00 ， 12日(水) 14：00～17：00 <u>18日(火) 14：00～17：00</u> ， 26日(水) 14：00～17：00

※ 担当弁護士は、宮澤潤法律事務所 長野 佑紀氏

（留意事項）

- ・ J Sリーガルサポートの開設日時については変更となる場合があります。その場合は、JSweekly 等により事前に周知いたします。
- ・ 相談内容については、例えば、介護事故に伴う損害賠償等の内容が考えられます。会員と直接関係が認められない相談内容はお受付いたしません。また、介護報酬の解釈・基準等に関する問い合わせについては、J Sリーガルサポートではなく JSWEB110 をご活用ください（下記参照）。

全国老施協 HP ⇒ マイページ ⇒ JSWEB110

- ・ J Sリーガルサポートの対象として無料法律相談が可能になるのは、1つの案件につき初回の法律相談に限られ、同一案件に関する2回目以降の法律相談についてはJ Sリーガルサポートの対象には含まれません。したがって、2回目以降の法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。
- ・ 同様に、同一拠点に複数の施設・事業所（以下、「施設等」という。）を有する法人に関しては、当該拠点内の1施設等が既に初回の法律相談を利用されている場合には、同一案件については、他の施設等は会員番号が異なる場合であってもJ Sリーガルサポートを利用できませんので、法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。

事務連絡

2023年5月18日

関係各位

感染管理認定看護師養成推進事業のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

2021年度より新型コロナウイルス感染症に対応する専門性の高い看護師として、感染管理認定看護師養成推進事業を実施しています。200床未満の病院と介護施設を対象に、認定看護師教育機関（感染管理分野）受講に係る費用として、1施設あたり100万円を助成します。本事業「感染管理認定看護師養成推進事業－200床未満の病院等の感染管理認定看護師の配置促進－」は今年度で終了となります。

つきましては、2023年度募集要項をお送りいたしますので、関係者の皆様にご案内くださいますようお願い申し上げます。詳細は本会HPにてご確認ください。

ご不明な点等がございましたら、担当までご連絡ください。

何卒よろしくようお願い申し上げます。

記

2023年度 募集要項



募集要項はQRコードから
ご確認ください

以上

【お問合せ】

公益社団法人日本看護協会 認定部

「感染管理認定看護師養成推進事業」担当

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

TEL：03-5778-8546

(平日 9：00～12：00/13：00～17：30)

E-mail：kansencn@nurse.or.jp

感染管理認定看護師養成推進事業
－200床未満の病院等の感染管理認定看護師の配置促進－
募集要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、その活動が高く評価されている感染管理認定看護師について、200床未満の病院・介護施設における配置を促進する。

2. 事業内容

200床未満の病院・介護施設に勤務する看護師が認定看護師教育機関（感染管理分野）に入学する場合に、1施設あたり100万円を助成する。

3. 対象

- ・感染管理認定看護師が在籍していない200床未満の病院
 - ・感染管理認定看護師が在籍していない介護施設
- ※各施設に対して支給します。

4. 募集件数

70施設（1施設1名）

5. 申請条件

申請時点で、所属する看護師の2023年度認定看護師教育機関（感染管理分野）への入学が決定していること

※2021年度及び2022年度に助成金の支給を受けた施設は対象外となります。

6. 応募期間

2023年6月1日（木）～7月31日（月）（必着）

7. 選定方法

定数を超過して応募があった場合は、以下の方法で選定します。

- 1) 応募施設の中で少ない施設種別を優先して選定
- 2) 200床未満の病院の中から、病床数の少ない病院を優先して選定

8. 応募方法

1) 提出書類

- ・申請書（様式1）＊日本看護協会公式ホームページ掲載
- ・2023年度認定看護師教育機関（感染管理分野）の入学証または合格通知書等の写し

※入学証・合格通知書等に分野名の記載があることをご確認ください。記載がない場合は分野名が分かる書類を併せてご提出ください。

※個人情報のご提出に関し、当該看護師の同意を得た上でご申請ください。

※教育機関の合格発表から、申請期日までの期間が短く、申請に必要な入学証または合格通知書等の写しの準備が間に合わない場合は事務局までご連絡ください。

2) 提出方法

郵送にて、以下までご送付ください。

<郵送先住所>

〒137-8691

日本郵便株式会社 新東京郵便局 私書箱 106 号

日本看護協会「感染管理認定看護師養成推進事業」事務局宛

※配達記録が残る方法（簡易書留や特定記録郵便）にてご提出ください。

※封筒の宛名面に「感染管理認定看護師養成推進事業 申請書在中」と朱書きしてください。

9. 選考結果の通知

2023年10月頃（書面にて通知）

※採否のお問合せについてはお答えできませんので、ご了承ください。

10. 助成金支給時期

2023年11月頃（予定）

11. その他

- 1) ご提出いただきました書類は原則返却いたしません。また、ご提出いただく書類は、公益社団法人日本看護協会の個人情報保護方針に基づいて管理し、事業以外の目的で使用しません。
- 2) 感染管理認定看護師在籍状況を、日本看護協会「資格認定制度 審査・申請システム」で確認させていただく場合があります。
- 3) 助成金の支給が決定した場合は、翌年度以降の認定看護師認定審査申請状況及び審査結果を、認定部にて確認させていただきます。

【お問合せ：事務局】

公益社団法人日本看護協会 認定部 「感染管理認定看護師養成推進事業」担当

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前 5-8-2

TEL：03-5778-8546（平日9：00～12：00/13：00～17：30）

E-mail：kansencn@nurse.or.jp

令和5年度 外国人介護職員向けオンライン研修

目的やレベルに合わせて、研修が選べます



費用

1研修(90分×5回)

税込11,000円(教材費込)

定員

各研修 20名

参加方法

オンライン(ZOOM)



介護の日本語 入門

日程① 6/6~7/4

毎週火曜日 10:00~11:30

日程② 11/1~11/29

毎週水曜日 14:00~15:30

内容: 介助の基本的な声掛け

N5・4レベル

介護の日本語 初中級

日程① 7/11~8/8

毎週火曜日 10:00~11:30

日程② 9/1~9/29

毎週金曜日 14:00~15:30

内容: 利用者の状態・状況の説明

N3レベル

記録

日程① 6/2~6/30

毎週金曜日 10:00~11:30

日程② 11/1~11/29

毎週水曜日 10:00~11:30

内容: 記録の書き方・パソコン入力

N4・3レベル

JLPT N3対策

日程① 8/2~8/30

毎週水曜日 10:00~11:30

日程② 9/27~10/25

毎週水曜日 10:00~11:30

内容: JLPTの演習・解説

- ※日程①か②をお選びいただけます。
- ※日程①と日程②が同じ内容となっています。
- ※内容の詳細は、裏面をご覧ください。
- ※複数の研修に申し込み可能です。



研修内容

介護の日本語 入門

基本的な声かけの練習・ロールプレイを行います。
介護施設での就労経験6か月未満の方対象です。



介護の日本語 初中級

利用者さんの状態・状況を描写する練習を行います。
介護施設での就労経験6か月～1年くらいの方対象です。

記録

日本語で記録を書く練習、パソコンで入力する練習を行います。
介護施設での就労経験6か月～1年くらいの方対象です。

JLPT N3対策

N3レベルの問題(漢字・語彙・文法・読解)の演習を行います。
これからN3を受ける方対象です。

申込方法



こちらのQRコードまたはURLより
必要事項を入力し、送信してください。
<https://forms.office.com/r/RaytNMbYrw>



支払方法

銀行振込

申込期間

各研修開始2週間前まで

参加までの流れ

申込み

申込完了
メール

振込

オリジナル
教材発送

2日前
事前連絡

研修開始!

お問い合わせ：公益社団法人 国際厚生事業団 外国人介護人材支援部

TEL：03-6206-1262 / FAX：03-6206-1165 / E-mail：fcw-seminar@jicwels.jp

※この研修は国際厚生事業団が主催するものとなります。

※申込時の個人情報については、運営管理の目的にのみ使用させていただき、それ以外のことには使用しません。



わたしとみんなをまもる

導入編

介護施設の防災・減災ガイド

介護施設で働く方々が防災・減災対策の基礎知識について学ぶため、導入編としてわかりやすいガイドブック、ウェブサイト、動画を作成しました。ぜひ、それぞれご覧いただき、安心・安全な施設運営にご活用ください。

1

介護施設で働くすべての方に読んでもらいたい「わたしとみんなをまもる 介護施設の防災・減災ガイドブック」



公式ウェブサイトからこのガイドブックのPDFがダウンロードできるよ



2

公式ウェブサイト (<https://bousai-fukushi.org>) では、インタビュー動画、よくある質問、研究資料などをたくさん閲覧できる

ウェブサイトでは、ガイドブックには収まらない情報が確認できる!



- Q 管理者不在時の指揮系統について教えてください。
- A 災害時の避難は瞬時の判断が必要です。管理職が不在の時に対応するときのルールを決め、ルールの周知徹底を図りましょう。
- Q 避難のタイミングについて教えてください。
- Q 非常食で留意すべきことはありますか?



3

インタビュー動画では、専門家による防災・減災対策の解説や、施設の職員による災害当時の体験談を視聴できる



災害時の現実を知れば意識が変わる! 実際の現場の声を聞いてみよう



令和4年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)



一般社団法人日本医療福祉建築協会(JIHa)
東京都港区芝 5-26-20 建築会館
電話：(03) 3453-9904 FAX：(03) 3453-7573

介護施設の防災・減災ガイド
公式Webサイト
<https://bousai-fukushi.org>





300床未満の医療機関、介護施設・事業所、
訪問看護ステーションのみなさま

認定看護管理者
教育課程 (セカンドレベル
サードレベル) の受講を **支援!**




1施設あたり **300,000円** または **400,000円** を
(セカンドレベル受講費用) (サードレベル受講費用)

認定看護管理者教育課程受講に係る費用として**助成いたします。**

申請期間 **2023年8月1日** 〓 ~ **10月31日** 〓 (必着)

2023年度 認定看護管理者教育課程の受講助成金申込方法

対象	300床未満の医療機関、介護施設・事業所、訪問看護ステーション ※施設内に認定看護管理者が在籍している場合もお申し込みいただけます。	
募集件数	セカンドレベル 200 施設、サードレベル 190 施設(1施設年間1名限り)	
助成金	セカンドレベル300,000円 サードレベル400,000円	
申請方法	日本看護協会公式ホームページより申請書をダウンロードし、申請書送付先住所に郵送ください。 https://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/mncna	
申請書類	① 申請用紙 (公式ホームページよりダウンロード) ② 2023年度認定看護管理者教育課程(セカンドレベルまたはサードレベル)受講決定書	
申請期間	2023年8月1日 ☾ ~ 10月31日 ☾ (必着)	
選定方法	募集件数以上の応募があった場合は、認定看護管理者の在籍状況ならびに申請施設の施設種別を考慮し、選定します。	
支給時期	2024年3月頃	

▼【参考】認定看護管理者教育機関(セカンドレベル・サードレベル)一覧 (都道府県順・2022年12月現在)

教育機関名	セカンド レベル	サード レベル	教育機関名	セカンド レベル	サード レベル
北海道 北海道看護協会	○	○	静岡県 静岡県看護協会	○	○
札幌市立大学教育支援プロジェクトセンター		○	聖隷三方原病院認定看護管理者教育課程	○	
青森県 青森県看護協会	○	○	愛知県 愛知県看護協会	○	○
岩手県 岩手県看護協会	○	○	名古屋大学医学部附属病院看護キャリア支援室	○	
宮城県 宮城県看護協会	○	○	三重県 三重県看護協会	○	
秋田県 秋田県看護協会	○	○	滋賀県 滋賀県看護協会	○	
山形県 山形県看護協会	○	○	京都府 京都府看護協会	○	
福島県 福島県看護協会	○	○	大阪府 大阪府看護協会	○	○
茨城県 茨城県看護協会	○	○	藍野大学キャリア開発・研究センター	○	
栃木県 栃木県看護協会	○		兵庫県 兵庫県看護協会	○	○
群馬県 群馬県看護協会	○		日本看護協会神戸研修センター		○
埼玉県 埼玉県看護協会	○	○	奈良県 奈良県看護協会	○	
上尾中央医科グループ協議会	○	○	和歌山県 和歌山県看護協会	○	
埼玉医科大学認定看護管理者教育課程	○		鳥取県 鳥取県看護協会	○	
千葉県 千葉県看護協会	○		島根県 島根県看護協会	○	
東京都 東京都看護協会	○	○	岡山県 岡山県看護協会	○	○
国際医療福祉大学生涯学習センター	○	○	広島県 広島県看護協会	○	○
日本赤十字社幹部看護師研修センター	○	○	山口県 山口県看護協会	○	○
昭和大学看護キャリア開発・研究センター	○	○	徳島県 徳島県看護協会	○	
独立行政法人国立病院機構認定看護管理者教育課程	○	○	香川県 香川県看護協会	○	○
地域医療機能推進機構本部研修センター	○	○	愛媛県 愛媛県看護協会	○	
神奈川県 神奈川県看護協会	○		高知県 高知県看護協会	○	
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター	○	○	福岡県 福岡県看護協会	○	○
神奈川県工科大学看護生涯学習センター	○		西南女学院大学認定看護管理者教育課程	○	
湘南医療大学看護キャリア開発コアセンター 認定看護管理者教育課程	○		国際医療福祉大学九州地区生涯教育センター	○	
新潟県 新潟県看護協会	○		佐賀県 佐賀県看護協会	○	
山梨県 山梨県看護協会	○		長崎県 長崎県看護協会	○	
長野県 長野県看護協会	○	○	熊本県 熊本県看護協会	○	
富山県 富山県看護協会	○		熊本県立大学		○
石川県 石川県看護協会	○		大分県 大分県看護協会	○	
石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター		○	宮崎県 宮崎県看護協会	○	
福井県 福井県看護協会	○		宮崎県立看護大学看護研究・研修センター		○
岐阜県 岐阜県看護協会	○		鹿児島県 鹿児島県看護協会	○	○
			沖縄県 沖縄県看護協会	○	○

※2023年度の開講等の詳細は各教育機関にお問い合わせください。

本事業に関する
お問い合わせ先

公益社団法人 日本看護協会 認定部 「看護管理者の育成、マネジメント強化事業」担当

☎ 03-5778-8546 ※平日 9:00~12:00 / 13:00~17:30

✉ mncna@nurse.or.jp

人材紹介会社の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！

職業紹介サービスの法令違反に関する相談は
労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

法令により、人材紹介会社は以下の事項を遵守しなければなりません。違反の疑いがあればご相談ください。

法令で禁止または必須事項とされていること

- 手数料を必ず明示する
- 自らの紹介により就職した人 に対して、就職した日から2年間は転職の勧奨を行ってはいけない（無期雇用契約に限る）
- 「お祝い金」その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて、求職者に金銭等の提供を行ってはいけない

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
青森	需給調整事業室	017-721-2000	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
山形	需給調整事業室	023-676-4618	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
福島	需給調整事業室	024-529-5746	愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高知	職業安定課	088-885-6051
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017			

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

その他、人材確保に関する国の取り組みは裏面をご覧ください



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省は、適正と認定した人材紹介会社を公表しています。

医療・介護・保育、それぞれの分野における認定事業者を検索できる機能を備えた特設ウェブサイトを公開していますので、ぜひご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度特設ウェブサイト

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



- 紹介手数料を職種別に公表している
- 早期離職時の返戻金制度がある

など、一定の基準を満たした適正な人材紹介会社を公表しています



職種別や営業エリアごとに認定事業者を検索可能

人材確保には、ハローワークの「人材確保対策コーナー」をご活用ください

全国のアローワークで、人材確保のお手伝いをしています。

医療・介護・保育分野でも多くの事業主の方にご利用いただいています。

特に、医療・介護・保育などの人材不足分野については、全国の主要なアローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、求人者・求職者の皆さまに対してさまざまな支援を実施しています。ぜひご活用ください。

「人材確保対策コーナー」による支援の例

● 事業主の皆さまへの支援

- わかりやすい求人票作りへの助言
- 求職者が応募しやすい求人条件の設定についての助言
- アローワークに求職登録中の有資格者等へ積極的に求人を紹介

● 求職者に対する支援

予約制・担当者制による、一人ひとりの状況に応じた職業相談・職業紹介、求人情報の提供

● マッチングイベントの実施

- 職場見学会、セミナー、就職面接会などを積極的に開催
- 業界団体と連携し、業界の魅力を発信

アローワーク（人材確保対策コーナー）ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188045.html>



ご存じですか？
医療・介護・保育分野の
紹介会社を選ぶ基準について

医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度



数多くある

医療・介護・保育分野の
有料職業紹介事業者の中から
安心できる事業者を選ぶ基準の
ひとつとしてご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度では、
「必須基準」「基本基準」等の基準を一定以上満たした有料職業紹介事業者を
「適正な有料職業紹介事業者」として認定しています。

医療・介護・保育



適正な有料職業紹介事業者
認定制度

紹介会社の利用に際し、 手数料やサービス品質 などにご不安はないですか？



「医療・介護・保育分野における
適正な有料職業紹介事業者認定制度」では、
申請条件、必須基準、基本基準を満たす紹介会社を、
「適正認定事業者」として認定しています。

何を基準に
紹介会社を選べば
よいかかわからない...

紹介手数料が
とても高かったら
どうしよう...

早期離職時の
返戻金制度がある
紹介会社を選びたい...

安易な転職を煽るような
広告を出す紹介会社は
使いたくない...



人材を安定的に紹介できるこ
とは、適正認定事業者が満たす
べき重要な条件です。そのた
め、申請した分野の施設に対
して、少なくとも1つ以上の
対象職種について、①過去 2
年連続で、②年間 5 件以上の
常用就職（無期雇用）の紹介
実績があることを申請条件と
しています。

■分野別対象職種

医療分野 対象職種	介護分野 対象職種	保育分野 対象職種
医師	介護職	保育士
看護職	うち介護福祉士以外	保育教諭
リハビリテーション専門職	看護職	幼稚園教諭
医療技術者	リハビリテーション専門職	栄養士・管理栄養士・調理員
薬剤師	介護支援専門員	種園師
歯科医師	医師	
歯科衛生士	生活相談員、支援相談員	
看護助手、歯科助手	機能訓練指導員	
栄養士、管理栄養士	栄養士、管理栄養士	

申請条件

適正認定事業者

有効期間 3 年
審査員が、認定を申請した事業者
の事業責任者等にヒアリングを実
施し、提出書類の内容を確認した
上で適正認定事業者として認定し
ます。

例

必須基準は、「法令を遵守し
ているか」を含めて適正認定
事業者が必ず満たさなくては
ならない基準です。適正認定
事業者は、分野別に定められ
た 13 ~ 15 項目のすべてを
クリアする必要があります。

- 職種別に手数料を公表している
- 早期離職時の返戻金制度を設けている
- 求職者に「お祝い金」を支給していない
- 自らの紹介により就職した者に対し、転職勧奨をしない
- 転職活動のみだりに助長するような広告をしない
- 要配慮個人情報、本人の同意を得ないで取得していない

「必須基準」「基本基準」の詳細は、
適正認定サイトから閲覧することができます。

医療 介護 保育 適正認定

例

基本基準は、「求職者や求人
者に対してより良いサービス
を提供する」ために適正事業
者が満たすことが望ましい基
準です。適正認定事業者は、
分野別に定められた 11 ~
13 項目のうち一定数以上の
項目をクリアする必要があり
ます。

- 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日、勤務場所等
の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
- 求人者からの求人申し込みは、電話だけではなく、
書面、FAX、メールで受け付けている
- 手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し
理解を得た上で、契約締結により事前合意している
- 求人情報は、一定期間の後、必要に応じて充足や変更等の
確認を行っている
令和 4 年 10 月 1 日以降：求人情報は、求人者や求職者に
定期的に情報が最新であるか確認を行う、および求人や
求職者の情報の時点を明示する。



(認定マーク)
適正認定事業者は、認定を受けた
分野の認定マークをホームページ
や会社案内、名刺等の媒体に利用
することができます。

医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度

医療・介護・保育



適正な有料職業紹介事業者
認定制度

適正認定事業者一覧 (認定日社名五十音順)

2023年2月28日時点

医療分野認定企業

株式会社エス・エム・エス エムスリーキャリア株式会社 株式会社エルコーエス 株式会社クイック 株式会社ジョブズコンストラクション 株式会社ツナガリキャリア ディップ株式会社 株式会社日本教育クリエイト 株式会社ブレイブ 株式会社マーキュリー 株式会社マイナビ 株式会社メディカルジョブセンター 株式会社メディカルリソース	株式会社リクルートメディカルキャリア レバレッジズメディカルケア株式会社 株式会社医師のとも 株式会社WILLCO エニーキャリア株式会社 キャリアバンク株式会社 株式会社キャリアシステム クラシス株式会社 総合メディカル株式会社 株式会社創翔アソシエイツ 株式会社トライトキャリア 株式会社フロア 株式会社メディカル・プリンシプル社	株式会社メディウェル 株式会社CONNECT 株式会社エムステージ 株式会社日本メディカルキャリア 株式会社キャリアプランニング 株式会社グローマス 株式会社キャリア 株式会社CMEコンサルティング 株式会社ALC 株式会社SEプラス 株式会社エム・ディー・マネジメント 日本メディカルコネクション株式会社 株式会社ファーストコネクト
--	---	---

介護分野認定企業

アフィニティ・グループ株式会社 株式会社エス・エム・エス 株式会社エルコーエス 株式会社クイック 株式会社ジョブズコンストラクション ディップ株式会社 株式会社日本教育クリエイト	株式会社ブレイブ 株式会社マイナビ 株式会社メディカルジョブセンター ライクスタッフィング株式会社 レバレッジズメディカルケア株式会社 株式会社キャリアシステム 株式会社ゼフィロス	株式会社トライトキャリア 株式会社ドットコム・マーケティング 株式会社ウィルオブ・ワーク 株式会社キャリアプランニング 株式会社キャリア 株式会社ALC 株式会社ファーストコネクト
---	--	--

保育分野認定企業

株式会社エス・エム・エス 株式会社ジョブズコンストラクション Simple 株式会社 株式会社ネクストビート 株式会社ブレイブ	株式会社マイナビ ライクスタッフィング株式会社 株式会社あんだんて 株式会社トライトキャリア 株式会社メディカルジョブセンター	株式会社アスカ 株式会社アスカクリエイト 株式会社CMEコンサルティング
---	---	--



一般社団法人 日本人材紹介事業協会 (略称・人材協)

厚生労働省同制度受託事業者



適正認定サイトでは、最新の適正認定事業者の社名検索をはじめ、認定事業者のサービス名称、対象職種別の常用就職の紹介実績数（目安）、サービス対応エリア等を確認することができます。

医療 介護 保育 適正認定



適正認定事業者／認定制度に対する苦情・ご意見・ご要望はこちら



分野別適正事業者認定制度運営事務局 苦情・ご意見・ご要望窓口

認定制度の不明点等のお問い合わせをはじめ、適正認定事業者に関する苦情・ご意見・ご要望についても、こちらの窓口で随時受け付けています。苦情については事実確認の上、本認定制度協議会（※）に報告します。また、必要に応じて当該事業者にしかるべき回答を求めます。

※本認定制度協議会は、労働関連法等を専門とする有識者、医療・介護・保育それぞれの業界団体を代表する委員から成り、本認定制度全体をガバナンスする役割を担っています。

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/consultation/>

認定後においても求人者の苦情や評価を認定事業者にフィードバックすることで、サービス品質の維持、改善を図っていきます。

1. 顧客推奨度調査の実施

年1回、求人者団体（医療・介護・保育の関連団体）にご協力いただくことで、適正認定事業者の「顧客推奨度調査」を実施。調査結果は、求人者団体へ報告するほか、適正認定事業者の利用状況の把握や認定制度の改善に活用します。

2. 認定事業者に関する苦情窓口の運営

ご意見・苦情等は事実確認の上、本認定制度協議会に報告し、必要に応じて適正認定事業者にフィードバックし、回答を求めます。

本認定制度は、以下団体の協力により創設され、令和3年度から実施しています。（五十音順）

医療分野

（公社）全日本病院協会、（公社）日本医師会、（一社）日本医療法人協会、（公社）日本看護協会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本精神科病院協会、（一社）日本病院会

介護分野

（一社）全国介護事業者連盟、（社福）全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会、高齢者住まい事業者団体連合会（（公社）全国有料老人ホーム協会、（一社）全国介護付きホーム協会、（一社）高齢者住宅協会）、（公社）全国老人福祉施設協議会、（公社）全国老人保健施設協会

保育分野

（社福）全国社会福祉協議会 全国保育協議会、（公社）全国私立保育連盟、（社福）日本保育協会